

# 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた令和2年度事業の推進に関する基本指針

## 《背景》

- ・緊急事態宣言が全面的に解除されたが、一部地域で新規感染者が確認されるなど、今後も新型コロナウイルス感染症(以下、新型コロナ)への警戒を継続する必要がある。
- ・救護施設はその施設の特性上、感染症対策等に非常に丁寧に対応していることもあり、各施設の現場では少なくない影響を受けている。
- ・今年度の事業の推進にあたっては、新型コロナ対応への特段の配慮が必要であることから事業計画とは別に「基本指針」を策定しこれらをもとに実施する。

## (1)新しい協議会運営の検討

### ①運営のあり方検討

- ◆今後のWeb会議の活用方法
- ◆協議員総会の2回開催(文書審議1回)等

### ②環境構築

- ◆Web会議の運用のための環境整備
- ◆地区救護施設協議会等での環境構築のための支援

## (2)新型コロナを踏まえた事業の実施

### ①既存事業の拡充

- ◆救護施設の「見える化」の推進  
(Webサイト等を利用した会員施設の取組紹介等)  
⇒新型コロナ対応等をテーマに実施
- ◆制度・予算対策活動の推進  
(課題の実態把握及び国等への要望活動)  
⇒第2波等に向けたコロナ対応等の状況把握等

### ②事業実施の変更点

- (1)会務の運営
  - ①協議員総会 ⇒文書審議による開催
  - ②常任協議員会 ⇒文書審議・Web会議による開催
  - ③監事監査 ⇒文書審議による開催
  - ④委員会 ⇒原則、Web会議による開催
- (2)全国大会・研修会
  - ①経営者・施設長会議(5月)⇒中止
  - ②全国大会(10月)⇒延期
  - ③サービス研修会(12月)⇒中止

本基本指針は、今後の状況の変化を踏まえ、迅速かつ柔軟に対応することを前提としています。